

# 川崎市所管施設等のロケ地使用のための手引き

平成 28 年 4 月 1 日現在

川崎市では、テレビ・映画などのメディアを通じて、市のイメージアップや映像文化の振興等を図るために、市が所有または管理する施設や財産などを映像制作のロケ地として活用しています。

## ○ 対象施設等

川崎市が所有または管理する施設及び財産等（以下、「市所管施設等」という。）で、その管理者がロケ地使用を認める施設等です。

## ○ 使用希望の申請ができる者

映画やテレビ番組等を制作する者で、市所管施設等をロケ地として使用する際に、市が定める使用許可基準や使用条件を満たすとともに、使用責任を明確にできる者とします。

加えて、川崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号、同条第 2 号、同条第 3 号、同条第 5 号、条例第 7 条に規定する者（暴力団等）、及び、神奈川県暴力団排除条例第 2 3 条第 1 項又は第 2 項に規定する行為をしている者（利益供与等）でないこと等の誓約することが必要です。

## ○ 使用許可基準

1 各施設の本来業務に支障がない範囲において、次の基準によって判断します。

(1) 制作する映像作品等の内容が公序良俗に反しないこと。

次のような作品は、ロケ地使用を認めない場合があります。詳しくはご相談ください。

- 性、暴力、残酷な描写の撮影
- 麻薬、覚醒剤などの薬物、銃器、刀剣の使用を賛美する作品
- その他著しく反社会的な行動、行為に関する撮影 など

(2) 「川崎」のイメージアップにつながる作品であること。

イメージアップにつながる作品例

- 施設の展示物、外部の魅力、施設周辺の街並みなど「川崎」の魅力を情報発信できる作品
- 「川崎」そのものをテーマにした作品
- 市イメージアップのための情報発信に使用できる、ロケ風景写真などの提供を積極的に行える作品

次のような作品は、ロケ地使用を認めないことがあります。詳しくはご相談ください。

- 霊安室、暴力団事務所、拘置所、刑務所などの設定による撮影。または、施設内で人が死亡するシーンがある場合の撮影。

(3) 撮影等がロケ地使用される施設等の周囲にも影響を及ぼす場合には、周辺住民や企業等の了承が得られること。

早朝・夜間の撮影、騒音が出る撮影、道路を使用する撮影などの場合は、周辺住民や企業等の了承を得てください。

※ 道路を使用する場合は、必ず所轄警察署の許可を受けるとともに、管轄している区役所道路公園センターに連絡し、指示に従ってください。

(4) ロケ地使用される施設等の状況、撮影規模等に応じて、複数人の専任の現場管理者を配置し、別項「撮影現場の管理」の定めに従い、撮影現場の管理が適切に行われるとともに、一般の通行人や施設利用者等の支障とならないよう十分に安全に配慮されること。

撮影機材の搬入・搬出、スタッフの集合・解散、車両の誘導、撮影などが同時進行になる場合や多くの撮影スタッフが作業にあたる場合がありますので、必ず複数人の専任の現場管理者を配置してください。

(5) 事故等に備えて、対人・対物保険に加入していること。

俳優・スタッフの対人保険ではなく、第三者に対する対人保険及び施設・財産に対する損害保険に加入していることが必要です。

(6) テロップ、ナレーション等で「撮影協力 川崎市」等の表現がなされること。

ロケ地が川崎であることが周知できるよう、テロップ等で「撮影協力 川崎市」、「ロケ地 ○○○○（ロケ地の施設名）」などの表記をお願いします。

テロップ等での表記が困難な CM やプロモーションビデオ等は、作品の公式ホームページ等、他の媒体での表記をお願いします。詳しくはご相談ください。

- (7) 撮影現場を写真撮影し、市及び「映像のまち・かわさき」推進フォーラムのホームページ、パンフレット等での紹介が可能なこと。

俳優の肖像権に配慮した撮影現場の写真を、市及び「映像のまち・かわさき」推進フォーラムのホームページや情報紙、パネルなどの広報媒体で情報発信を行うために活用させていただきます。また、撮影現場以外の、作品周知用の写真やポスター等の積極的な提供、作品の公式ホームページでの情報発信等に、ご協力をお願いいたします。

- (8) 市所管施設等のロケ地使用の可否についての審査や手続きに十分な期間を有すること。

ロケ予定日の間にロケ地使用希望をされる場合が多々見受けられますが、施設使用の調整や手続きの都合で対応できない場合があります。概ね3～4週間前までにご連絡ください。

- (9) その他、施設等の管理者が指示する事項を遵守して行われること。

施設独自の事情により、別途撮影条件などが付けられる場合があります。施設等の管理者の指示事項を遵守願います。

- 2 個別の法律や条例等により設置や管理をしている施設等では、1に定める基準のほか、その法律や条例などに定める基準により判断します。

- 3 1及び2に定める基準を満たしている場合であっても、施設等の役割、現況、立地条件、管理体制、特殊性等諸事情を勘案し、ロケ地としての使用を認めない場合がありますので、ご了承ください。

## ○ 使用料等

- 1 個別の法律や条例等により設置や管理をしている施設等では、その法律や条例などに定める基準による使用料とします。
- 2 1の場合のほかは、市が定めた額とします。(1日につき65,000円)

## ○ 申込受付、調整及び使用許可等の手続

- 1 市所管施設等のロケ地使用申込
- (1) 市所管施設等のロケ地使用を希望する者は、電話、Fax、E-mailなどで、受付窓口(かわさき MOVEARTOO隊<ムーブアート応援隊>)に、
- ・ 作品タイトル
  - ・ 作品内容

- ・ 使用希望日時
- ・ 使用希望場所
- ・ 撮影規模
- ・ その他必要事項（撮影時間、騒音の状況、火薬の使用の有無、施設周辺道路等の使用状況など）

を伝えてください。

使用希望日直前の申し込みは、手続き上の都合でお受けできませんので、概ね3～4週間の余裕をもって申し込み願います。

（使用場所によっては、手続きに1ヶ月以上の日数が必要な場合があります。）

- (2) 作品内容や使用希望日の施設の利用状況などからロケ地使用が可能であると見込まれる場合や使用許可の可否を判断するために詳細な資料が必要であると判断した場合には、様式第1号（ロケ地使用内容確認書・誓約書）に必要事項を記載のうえ、定められた書類を添付して、受付窓口（かわさき MOVEARTOO隊<ムーブアート応援隊>）または施設等の管理者に提出していただきます。

#### 《書面の記入事項》

- ・ 使用施設、部署（使用部分）
- ・ 使用日時（使用希望日、使用開始時刻／使用終了時刻）
- ・ 作品名
- ・ 主な出演者名
- ・ 放送予定日時
- ・ 施設立入予定人数
- ・ 専任現場管理者（現場管理責任者氏名、電話番号（固定及び携帯電話））  
制作責任者又は担当者が現場を行う場合は、記入不要
- ・ ロケ地として使用する施設等に損害を与えた場合の補償及びテロップ、ナレーション等で「撮影協力 川崎市」等の表現がなされることに関する誓約書

#### 《添付する書類》

- ・ 企画書、脚本（シナリオ）、絵コンテなど作品全体の内容とロケ地使用を希望する施設等がどのような場面で使われるかが確認できる資料
- ・ ロケ地使用を希望する施設等での撮影スケジュール（撮影機材の搬入・搬出時間、スタッフの入館・退館時間、撮影の予定時間など）
- ・ ロケ保険証書の写し（人的被害及び物的被害に対する補償が内

容の保険であることが必要)

- ・ その他、市民文化局長または施設等の管理者が必要とする書類

※ 施設等によっては、様式類を別途定めている場合がありますので、施設等の管理者の指示に従ってください。

## 2 調整

申請書の提出を受け付けた後、作品内容などを確認するとともに、制作会社担当者及び専任の現場管理者立ち会いのもと、次に定める項目を確認します。

### (1) 具体的な使用場所

撮影現場のみならず俳優の控え室、喫煙場所、トイレ、機材の置き場所などを確認してください。

撮影当日に予定外の場所での撮影を希望されても対応できない場合がありますので、施設等の管理者と遺漏のないように確認してください。

### (2) 機材の搬入搬出を含む施設等の使用時間

ロケ地使用には、施設等の職員が立ち会いますので、職員が撮影当日に立ち会い可能な時間帯で、使用時間を調整、確認してください。

撮影当日に時間の延長を希望されても対応できず、撮影打ち切りとなる場合がありますので注意願います。

### (3) 撮影内容や規模などに応じた現場管理

現場管理は必ず複数人の専任の現場管理者を置いてください。

撮影内容や規模、施設の状況等に応じて必要な人数を施設等の管理者と調整してください。

### (4) 施設等使用時の冷暖房

施設によっては冷暖房が使用できない場合がありますので、御了承願います。

### (5) 電気、ガス、水道などの使用

施設によっては火気の使用ができない場合があります。また、光熱水費の使用料を徴収する場合がありますので、施設等の管理者に確認してください。

### (6) 車両駐車場所

路上駐車などの違法駐車はしないでください。また、資材の搬入等での路上駐車もしないでください。  
適正な駐車が困難な場合は、施設等のロケ地使用を認めません。

### (7) その他、施設等の管理者が必要とする事項

施設独自の事情により、別途撮影条件などが付けられる場合があります。施設等の管理者の指示事項を確認願います。

## 3 使用許可等の手続

調整が整った場合は、行政財産の目的外使用許可申請書を、ロケ実施日の14日前(土休日は含まない)までに、受付窓口へ提出してください。  
また、この申請書に、別に定める誓約書を添付してください。

### 《誓約書の内容》

- ① 自己又は自社の役員全員が、暴力団等に該当しない・暴力団等への利益供与等を行わないことの誓約
- ② 川崎市が認める場合に、暴力団員等に該当するか否かを確認するため、神奈川県警察本部に照会すること・その照会に必要な役員名簿等の情報を提供することの承諾
- ③ 使用後に該当することが判明したときは、撮影した作品の放映・公開をしないことの承諾

※誓約書内の代表者個人の住所欄については、業務上支障がない範囲内でご記入ください。

なお、暴力団等と判明したときは、使用許可期間中であってもただちに使用許可を取り消すものとします。市は、使用許可の取り消しによって生じた損失を補償しません。また、以後、申請があっても許可しません。

事務手続後、施設等の管理者から必要な条件を付し、行政財産使用許可書を交付します。

## 4 使用料等の支払い

施設等の管理者の指示に従い、使用料等を納期限までにお支払いください。

## ○ 撮影現場の管理

市の施設には、さまざまな備品や事務用品をはじめ、個人情報などの重要な資料があります。このため、ロケ地使用に際して、撮影内容や規模に応じ、必要な人数（複数人）の専任の現場管理者を置き、以下の事項や施設等の管理者との調整事項を撮影スタッフ等関係者全員に周知するとともに、遵守し適切な現場管理をお願いします。

また、区役所や病院・公園・ミュージアムなど市民利用が多い施設、精密機器や貴重な美術品・展示品、危険物等のある施設、あるいは撮影の規模などによっては、施設等の管理者の判断で、ロケ地使用の申し込みをした者の負担で警備員等の配置をすることをロケ地使用許可の条件とします。

- (1) 出演者やその付人を含む撮影スタッフ及び専任の現場管理者の名簿及び車両の一覧（様式第2号）を提出してください。（名簿に記載のない人は庁舎内に入れませんので御注意ください）
- (2) 撮影スタッフは名札や腕章などでスタッフであることを明らかにしてください。また、専任の現場管理者には撮影スタッフと区別できるよう、名札や腕章等を着用し、施設内への立入状況を明確にしてください。
- (3) 車両については、施設の敷地内を利用するかどうかの調整も含め、駐車場所を事前に必ず確保してください。
- (4) 施設等の管理者が許可した所定の場所及び撮影目的以外の使用は一切行わないでください。
- (5) 施設内にある資料・書類、コンピューター等の内容について、一切の閲覧、複写、撮影をしないでください。
- (6) ロケ地使用を始める前に、器具備品、書類等の移動の必要の有無にかかわらず、必ずロケ地使用として予定された場所の現況写真をデジタルカメラで撮影し記録してください。ロケ地使用終了後は、確実に原状復帰するとともに、施設等の管理者の確認を受けてください。
- (7) ロケ地使用場所の設備、器具備品、書類等を移動する場合には、施設等の管理者の指示に従うとともに、細心の注意をもって移動してください。
- (8) スモーク等の演出効果装置は火災警報装置等が誤作動する可能性がありますので必ず事前に施設等の管理者に相談し、許可が取れない場合は使用しないでください。
- (9) ロケ地使用終了後に、事前に撮影した写真をもとに、確実に原状復帰するとともに、施設等の管理者の確認を受けてください。
- (10) ロケ地使用をする者は、撮影場所の設備、器具備品等に損傷を与えた場合や撮影中の事故に対して補償しなければなりません。
- (11) 撮影のために、電気、ガス、水道（冷暖房を含む）等を使用する場合は、使用の可否、使用方法、使用場所等について、施設等の管

理者と事前に十分調整のうえ、指示に従ってください。また、光熱水費の負担に関しても事前に調整を行い、確認してください。

- (12) ロケ地使用に関して発生したすべてのごみ等を持ち帰り、廃棄処理等を適切に行ってください。
- (13) 喫煙の可否及び喫煙場所等については、施設等の管理者の指示に従ってください。
- (14) 庁舎は休庁日でも常に工事、清掃、点検作業等が入っています。これらの作業は撮影に優先して行いますので、妨げにならないようにしてください。また、作業の内容によっては撮影を中断していただく場合もあります。
- (15) 事故やトラブルが発生した場合は、直ちに撮影を中止し、適正な措置を講じるとともに、施設等の管理者に速やかに報告してください。
- (16) その他、施設等の管理者の指示を厳守してください。

以上の遵守事項が守られない場合は、施設等の管理者がロケ地使用を中止する場合があります。

お問合せ・相談・申請等受付窓口

NPO 法人かわさき MOVEARTOO 隊〈ムーブアート応援隊〉

電話 044-276-9006

FAX 044-276-9922

メール roke-kawasaki@move-art.net

所管課

川崎市役所市民文化局市民文化振興室映像のまち推進担当

電話 044-200-2416

FAX 044-200-3248

メール 25bunka@city.kawasaki.jp